

令和 8 年度みらい光生病院における 被服等洗濯業務委託仕様書

1 目的

医療法、クリーニング業法、「病院、診療所等の業務委託について」等の関係法令・通知に基づき、専門的な知識と技能を有する者に被服等の洗濯業務を委託することにより、清潔で快適な環境を整備し、もって当該業務における衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

2 履行場所

名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院（名古屋市名東区勢子坊二丁目1501番地）

3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

受託者は、名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院（以下「病院」という。）の被服等を病院が指定する曜日（以下「指定曜日」という。）に回収し、自社等の洗濯施設において洗濯等を行った後、原則次回の指定曜日に納品する。

(1) 被服等

被服等の種類及び年間概算数量は、次表のとおりである。

区分	種類	年間概算数量
被服	両前白衣	2,100 枚
	白衣・KC	400 枚
	スクラブ（予防衣等含む）	3,400 枚
	ズボン （スラックス・看護衣下等含む）	13,300 枚
	看護衣上	10,500 枚
	検査着	600 枚
	タオル類	バスタオル
フェイスタオル （スポーツタオル等含む）		4,700 枚
宿直用寝具	シーツ・タオルシーツ	600 枚
	タオルケット	150 枚
	包布	450 枚
	枕カバー	700 枚
	ベッドパッド	10 枚
	バスタオル	タオル類に含む

	掛布団	4枚
	羽毛掛布団	4枚
	毛布	10枚
	羽根枕	4枚

(2) 回収及び納品

ア 回収及び納品の場所並びに指定曜日は、次表のとおりとする。ただし、指定曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで）に該当するときは、病院と受託者が協議して対応を決定するものとする。

区分	場所	指定曜日	備考
被服及びタオル類	2階コピー室	月・水・金	以下を除く医療スタッフ
	1階操作室		放射線技師
	2階医師更衣室		医師・歯科医師
	2階看護部更衣室		看護職員
	2階倉庫（更衣室横）		療法士
	3階カンファレンス室前		
宿直用寝具	2階医師当直室	原則火曜日とし週1回	納品のみ
	2階医師更衣室		回収のみ
	2階看護部更衣室前		納品及び回収

イ 病院は、被服について、病院名及び氏名を油性インクで記入する。受託者は、氏名等の記入がない、又は消えて分からないなどにより納品の場所が分からない場合には、病院職員に確認する。

ウ 病院は、血液・体液・嘔吐物・排泄物等が付着したのものについて、固形物を除去し、他のものとは別にして、受託者に引き渡す。

エ 受託者は、ハンガーラック及びランドリーボックス等、業務実施に必要な器具等について、受託者の負担において準備する。

オ 受託者は、回収した被服に取り忘れ物品があった場合には、納品時に病院職員に届出る。

(3) 洗濯

ア 受託者は、白物と色・柄物を分け、素材（繊維）ごとに適した洗濯を行う。

イ 受託者は、血液・体液・嘔吐物・排泄物等が付着したのものについて、適切な消毒効果を有する方法により消毒を行う。

ウ 受託者は、素材を損傷しない方法によりシミ抜きを行う。なお、シミ抜きによって素材を損傷するおそれがあるものについては、事前に病院と協議する。

エ 受託者は、洗濯後であっても汚れが除去できていない場合には、再度洗濯を行う。なお、再度洗濯を行っても除去できなかった汚れについては、納品時に病院職員に報告する。

オ 仕上げについては、原則として、被服等はハンガー、タオル類及び宿直用寝具

はタタミとする。

カ 受託者は、洗濯によって起こるボタンの破損・紛失、ファスナーの不具合、縫い目のほつれ・糸引きについて、修復困難な破損等を除き、受託者の負担において修理・補修する。

キ 委託者は、通常の洗濯による色褪せ、縮み、移染等について、受託者に対して、弁償等の請求はしないものとする。

5 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらず、これを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、委託者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受託者が(1)に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、(1)の報告又は被害届の提出を行わなかった場合、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

6 その他

- (1) 受託者は、外部機関の審査、立入検査、指導及び各種届出等、委託者が行う事業について、委託者の求めに応じて協力する。
- (2) 受託者は、衛生管理には特に注意し、感染予防及び汚染拡散防止に努めるものとする。
- (3) 受託者は、交通事故、盗難紛失、物損その他の事故の防止には十分に留意する。
- (4) 受託者は、第三者に損害を及ぼした場合には、直ちに病院に報告し、受託者が責任を持って交渉等の事後対応を行わなければならない。
- (5) 受託者は、全従事者の故意又は重大な過失により、委託者に損害を与えた場合には、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとし、委託者と受託者が協議して損害賠償の額を定めるものとする。
- (6) 受託者及び従事者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。履行期間終了後及び従事者の離職後も同様とする。また、別記1「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。
- (7) 受託者は、本業務を履行するに当たり、障害のある方に対して、別記2「障害者差別解消に関する特記仕様書」に則った対応を行わなければならない。また、別記3「グリーン配送に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (8) 受託者は、本仕様書に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学契約規程その他関係法令に従わなければならない。
- (9) 受託者は、本仕様書に定めのない事項であっても、本業務上当然必要な事項については、受託者の責任において当該事項を遂行するものとし、その際に要する費用は、受託者の負担とする。なお、詳細については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

(別記 1)

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することによむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。
2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

(別記2)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

- 第3条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

(別記3)

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方(以下「契約業者」という。)は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学(以下「本学」という。)への物品の納入に、自動車(二輪自動車を除く。)を使用する場合、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者(以下「納入業者」という。)に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

注 「グリーン配送」とは、本学が締結する物品の買入れ契約(印刷の発注を含む。)及び物品の借入れ契約において、自動車(二輪自動車を除く。)を使用して物品の納入を行おうとする事業者(契約業者で自ら物品の納入を行う者又は納入業者)が、物品の納入先(愛知県内に所在する名古屋市の機関に限る。)へ適合車両を使用し、かつエコドライブ(環境に配慮した自動車の運転のことをいう。)を実施して物品の納入を行うことをいう。

(グリーン配送に使用する車両)

第2条 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|--|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量3.5t超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量3.5t超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、名古屋市環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車NOx・PM法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。